

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成19年1月16日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)溝の口末長共同住宅建設事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	藤和不動産株式会社 東京都中央区八重洲二丁目3番13号 取締役社長 杉浦 重厚
	指定開発行為の名称	(仮称)溝の口末長共同住宅建設事業
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区末長1116番9 (区域面積:約16,517㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	建築敷地面積:約16,517㎡、延べ面積:約42,691㎡ 建築面積:約8,251㎡、建物高さ:20m 計画戸数:約420戸、計画人口:1,271人
	指定開発行為の施行期間	平成19年4月~平成20年6月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成19年1月16日(火)から 平成19年3月1日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	高津区役所、橋出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成19年3月1日 (郵送の場合は、平成19年3月1日消印有効) 意見書の用紙:それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm